

住所・氏名は、住民票に記載の住所を記入して下さい。
申請被相続人居住用家屋及びその敷地等の所在地は、閉鎖事項証明書
(※ 右ページの書類)に記載の所在を記入して下さい。

閉鎖事項証明書

被相続人居住用家屋等確認申請書

申請者 住所 浜松市中央区元城町 103-2

氏名 浜松 太郎 **浜松** 電話 053-457-2231

日中連絡のつく番号
を記入して下さい。

閉鎖事項証明書 (建物)

表題部 (主である建物の表示)		調製	不動産番号
所在図番号	[余白]		
所在	浜松市元目町字浜松120番地1		[余白]
	浜松市中央区元目町字浜松120番地1		
家屋番号			[余白]
①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅			昭和56年5月30日新築
[余白]	[余白]	[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]	令和4年11月30日取壊し 〔令和4年12月10日同日閉鎖〕

下記について確認願います。

押印は必須ではありませんが、
氏名欄に押印のうえ、捨印を押
していただいた場合、軽微な変
更は市で修正します。
押印・捨印がない場合は、ご自
身で修正していただきます。

「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸
がないこと」(租税特別措置法第35条第3項第2号イ)、当該
の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこ
この時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されて
が「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相
住の用に供することができない事由として政令で
により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居
定める要件(※2)を満たす場合に限り。)における当該特定
の当該被相続人の居住の用(以下「対象従前居住の用」とい
第4項柱書)及び「相続の開始の直前において被相続人以外
当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居
住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる
直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと」(同項第3号)に該当すること
(※1)通知における特定事由と同じ。(※2)通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

浜松

申請被相続人居住用家屋及び その敷地等(※3)の所在地 (敷地の所在地番)	浜松市中央区元目町字浜松120-1		
申請被相続人居住用家屋の建 築年月日(※4)	昭和56年5月30日	家屋の取壊し、 除却又は滅失の日 (※5)	令和4年11月30日
被相続人の氏名及び住所	(住所) 浜松市中央区元目町120-1 (氏名) 浜松 花子		
相続開始日 (被相続人の死亡日)	令和2年10月2日	譲渡日 (※6)	令和4年12月15日
申請被相続人居住用家屋又はそ の敷地等の取得をした他の相続 人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 家屋 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地等	(住所) 浜松市中央区中央一丁目12-7 (氏名) 浜松 次郎	申請者から母 みた続柄
	<input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 敷地等	(住所) (氏名)	

亡くなった方の住所・
氏名・死亡日を記載し
て下さい。

相続したものに
を入れて下さい

複数人で相続をした際に、申請者
以外の相続人を記載して下さい。
※1人で相続した場合は、空欄。

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存		所有者 浜松市中区元目町120番地の1 浜松 花子 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	
2	所有権移転	令和2年11月10日 第12346号	原因 令和2年10月2日相続 共有者 浜松市中区元城町103番地の2 持ち分2分の1 浜松 太郎 持ち分2分の1 浜松 次郎



被相続人居住用家屋等確認書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確認年月日	年 月 日
確認を行った市区町村長	印

これは閉鎖された登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、閉鎖された登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和5年2月6日
静岡地方務局浜松支局

登記官



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号

(1 / 1)

1/1